資料２－１

胎内市地域自立支援協議会　組織体制

≪令和６年度から≫

地域自立支援協議会（全体会）

○関係機関や団体、障がい者等の福祉、医療、教育、雇用の従事者等により構成され、連携及び支援の体制に関する協議を行う。
○課題検討の結果報告を受け、地域の課題把握に努め新しい施策を検討し、提言する。
○25名以内の委員で構成し、年２回程度開催する。
○委員構成員に社会福祉施設関係者、ボランティア団体を含む。
○委員の任期は２年間とする。

報告･提言

市
全体会で協議された課題や施策等について、報告・提言を受け、障がい福祉の質の向上を図る。

報　告

サービス提供事業所
全体会で協議された課題等について、報告を受け、障がい福祉サービスの質の向上を図る。

報告

総合調整会議（適宜開催）

○専門部会での検討内容や個別支援会議の内容を整理・分析し、課題や結果を地域自立支援協議会に報告する。

報告

専門部会

○個別のニーズ、地域のニーズに対してそれぞれの課題を検討する場。部会長が招集する。必要に応じて関係者に参加を依頼する。
○個別支援会議等から報告された障がい者のニーズや地域の実情等の把握、情報収集をし、検討が必要な事項について各部会に投げかける機能は、相談支援部会が担う。

部会名	内容
相談支援部会	・相談支援事業所の状況把握と体制整備に関すること ・障がいのある人の地域生活の支援に関すること ・障がいのある人の権利擁護（成年後見、虐待防止）に関すること
就労支援部会	・障がいのある人の就労の支援に関すること
こども部会	・障がいのある児童の支援に関すること

≪令和７年度から≫

地域自立支援協議会（全体会）

○関係機関や団体、障がい者等の福祉、医療、教育、雇用の従事者等により構成され、連携及び支援の体制に関する協議を行う。
○課題検討の結果報告を受け、地域の課題把握に努め新しい施策を検討し、提言する。
○20名以内の委員で構成し、年２回程度開催する。
○委員構成員に社会福祉施設関係者、ボランティア団体は含まず、障がい福祉サービス事業者を新たに含める。
○委員の任期は３年間とする。

報告･提言

市
全体会で協議された課題や施策等について、報告・提言を受け、障がい福祉の質の向上を図る。

報　告

サービス提供事業所
全体会で協議された課題等について、報告を受け、障がい福祉サービスの質の向上を図る。

報告

総合調整会議（適宜開催）

○専門部会での検討内容や個別支援会議の内容を整理・分析し、課題や結果を地域自立支援協議会に報告する。

報告

専門部会

○個別のニーズ、地域のニーズに対してそれぞれの課題を検討する場。部会長が招集する。必要に応じて関係者に参加を依頼する。
○個別支援会議等から報告された障がい者のニーズや地域の実情等の把握、情報収集をし、検討が必要な事項について各部会に投げかける機能は、相談支援部会が担う。

部会名	内容
相談支援部会	・相談支援事業所の状況把握と体制整備に関すること ・障がいのある人の地域生活の支援に関すること ・障がいのある人の権利擁護（成年後見、虐待防止）に関すること
就労支援部会	・障がいのある人の就労の支援に関すること
こども部会	・障がいのある児童の支援に関すること